

上げます。

岡山 隆 時間もありませんので簡単なことを申し上げさせていただきます。競争政策、産業政策という問題が出ましたが、産業構造政策を実施していく具体的な手段の問題、たとえばヨーロッパ開発基金やヨーロッパ投資銀行の活動などを教えて頂ければ有難かったと思います。

荒川 弘 まだ御質問もあると思いますが片山さんに締め括りとして一言。

片山 謙二 今日の全体討論では問題が随分たくさん出まして、競争政策、産業政策についてどういう点に問題がある

かについては、これで大体出つくしたのではないかと思います。それに対する結論として出たものは、必ずしも多くないかも知れませんが、問題の所在が明らかになったということは評価されてよいと思います。共通論題に関する各報告も有意義だったし、それをめぐって専門の違った各領域から非常に活発に御意見が出された点で今回のシンポジウムは大成功であったと思います。どうも有難うございました。

(文責 編集者)

学会記事

日本EC学会の設立

東京及び関西を中心にしたECについての研究会が母体となって「EC研究者大会」が開かれるようになって5年目を迎えた。1980年11月8～9両日、立命館大学で開かれた第5回EC研究者大会はEC学会設立大会となった。

創立時に申込みのあった会員は163名で法律、政治、経済、その他の分野からECを研究する研究者の集まりで、社会科学の全領域にわたるユニークな学会である。会員は又大学に籍をおく者の他に実業界、ジャーナリストの会員が参加していることも特徴で、ECについて、あらゆる角度からの研究の発展が期待されるだろう。初代理事長は片山謙二教授が選任されたが、他の役員は別記の通りである。なお、学会の事務局は学会規則附属の申し合せ事項参照のこと。

第1回研究報告全国大会(第5回EC研究者大会として開幕)

第1回研究報告会は1980年11月8～9両日、立命館大学衣笠学舎で開かれた。出席者は全国から100名近い研究者が参集して盛大であった。大会第1日目の午後は、ブラッセルからこの大会のために特に来日されたドナルド・アレン氏(EC委員会本部法制総局首席顧問)が「国際エネルギー協力におけるEC活動の法的諸問題」と題して特別講演を行ない、又駐日EC委員会代表部のアレスター・サットン一等書記官も「ECの対外政策の法的側面」というテーマで講演し、日欧経済関係についての言及があった。このあと、これらのゲストをもまじえて中川会館で懇親会が開かれ第1回の学会にふさわしい盛況であった。第2日目は主として共通テーマでのシンポジウムで、いずれも盛会裡に終わった。本大会の報告及びシンポジウムのプログラムは以下の通り。

〈プログラム〉

第1日(11月8日)

午前の部

〈自由論題〉

- (1) ヨーロッパ議会の予算決定権の拡大について

司会者 金丸輝男(同志社大学)

報告者 福田耕治(同志社大学)

- (2) EMSの成立と問題点
 司会者 奥村茂次 (大阪市立大学)
 報告者 田中素香 (下関市立大学)

午後の部

- (3) EC主要機関の権限関係
 司会者 香西 茂 (京都大学)
 報告者 小室程夫 (防衛大学校)
- (4) 特別講演
 司会者 内田勝敏 (同志社大学)
 国際エネルギー協力におけるEC活動の法的諸問題
 報告者 D.W.アレン (EC委員会
 法制総局首席顧問)
- ECの対外政策の法的側面
 報告者 A. サットン (駐日EC
 委員会代表部)

第2日 (11月9日)

午前の部
 <自由論題つづき>

- (5) 第2次ロメ協定締結交渉過程の分析
 ——南北問題の視点から——

司会者 南 義清 (信州大学)
 報告者 大隈 宏 (成城大学)

<共通論題> (ECの競争政策と産業政策)

座長 荒川 弘 (成城大学)
 片山謙二 (福山大学)
 山手治之 (立命館大学)
 片山謙二 (福山大学)
 根岸 哲 (神戸大学)

- (1) ECにおける公正な競争 (問題提起)
 (2) 国の援助と競争維持

午後の部

- (3) ECにおける競争と産業政策
 野村昭夫 (桃山学院大学)
- (4) ECにおける競争と産業構造調整
 箱木眞澄 (福島大学)
- (5) 全体討論

日本EC学会規約

第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は、日本EC学会 (英文名称は The Japan Association of E C Studies) と称する。

第2条 (事務所) 本会の事務所は理事会の定めるところに置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的) 本会は、EC (ヨーロッパ共同体) の研究の促進およびその研究者の相互の協力の推進を目的とし、あわせて内外の学会との連絡および協力を図るものとする。

第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 研究会および講演会の開催
2. 研究者の連絡および協力
3. 機関誌その他出版物の刊行
4. 内外学会との連絡および協力
5. 以上に掲げるもののほか、理事会が適当と認める事項

第3章 会 員

第5条 (会員の資格) ECを研究し、またはこれに関連する研究に従事するものは本会会員となることができる。

第6条 (入会) 会員になろうとする者は理事会に入会を申請し、その承諾をうけなければならない。

第7条 (会費) 会員は総会の定めるところにより会費を納めなければならない。会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

第8条 (維持会員) 本会の目的に賛同し事業の達成を援助するため、所定の会費を納入するもの (法人を含む) を理事会の議をへて維持会員に推薦することができる。

第9条 (名誉会員) EC研究またはその促進に特に功勞のあった者は総会の決議をもって名誉会員に推薦することができる。